

みどりと森の運動公園体育施設 大会・イベント/一般特別 利用  
 会場導線打合せ表 **体育施設への車両乗り入れ** [複写可]

■ **原則「車両乗り入れ禁止」**

- 1) 公園園路の車両通行はできません。よって体育施設への車両乗り入れはできません。
- 2) 駐車場に車両を停めてから体育施設にお越しください。
- 3) 荷物運搬用に球場玄関に台車を用意していますので、ご利用ください。

■ **特例「管理者が許可した場合のみ乗り入れ可能」**

- 1) 施設管理者が許可した場合のみ、車両の乗り入れと一時的な停車を許可します。
- 2) 許可車両は、進入口の可動式車止めを外して入ってください。(通過後車止めを戻す)
- 3) 車両が園路を通行する場合は、ハザードランプを点滅させ歩行程度の速度で徐行してください。  
また、できるだけ交通誘導員を配置し、車両と一緒に移動してください。
- 4) 駐車する場合は、新潟市に対し「公園施設設置許可申請書」を提出し使用料を納めてください。
- 5) 「許可エリア」以外に車両の停車および駐車する場合には、舗装面の養生が必要になります。

